

令和 7 年度基本評価の結果【概要】(案)

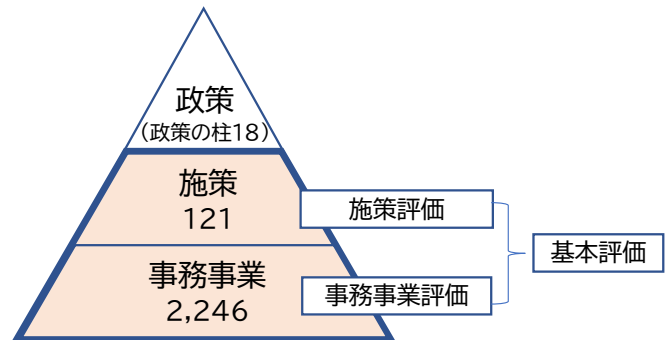
政策評価制度の概要

限られた行財政資源を最大限に活用し、政策の合理的な選択と質の向上を図るとともに、道民への説明責任を果たすため、北海道政策評価条例に基づき、政策評価を実施。

□ 政策評価体系・評価手法

- 令和 7 年度における政策評価として、「基本評価（施策評価・事務事業評価）」、「公共事業評価（再評価）」を実施

- 評価は、各部局等が一次政策評価、関係部局で構成する評価チームが二次政策評価を実施
また、各過程において政策評価委員会の意見を伺いながら実施



- 北海道総合計画の政策体系に沿って整理した施策と施策を構成する事務事業を対象として基本評価を実施
- 総合計画に掲げる指標に加えて、各種計画等に基づく施策毎に進捗状況を把握できる多様な数値を「成果指標」に設定するほか、客観的なデータや根拠等に基づく「その他統計数値等」を活用するなど、客観性の確保に努めながら評価を実施

【参考：評価の概要】

■ 基本評価

【概要】

北海道総合計画に掲げる政策の実現を目指し、限られた行財政資源の最大限の活用や施策目標の実現を図る観点から、施策と事務事業を一体的に点検・検証し、施策の目標達成に向けた進捗状況とともに、目標達成に向けて、さらなる改善等を要する事務事業の対応方向を明らかにするもの。

【評価の対象】

施策評価は、総合計画の政策体系に対応する施策。

事務事業評価は、総合計画の政策体系に対応する施策を構成する事務事業。

■ 公共事業評価（再評価）

【概要】

公共事業再評価は、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うもの。

【評価の対象】

道が実施する公共事業（国庫補助事業等）の施工地区のうち、事業採択後5年が経過している地区や直近の公共事業評価から10億円以上の増額地区等。

I 基本評価（施策評価、事務事業評価）

1 一次政策評価の結果

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策について、目標の達成状況や緊急性・優先性等の観点から評価を実施し、令和8年度に向けた対応方針を整理

施策 121	総合計画 政策展開の基本方向	目標の達成に向けた今年度の総合判定			
		順調	概ね順調	やや遅れている	遅れている
基本方向 1 44 (100%)		23 (52.3%)	16 (36.3%)	5 (11.4%)	0 (0.0%)
基本方向 2 38 (100%)		8 (21.1%)	16 (42.1%)	14 (36.8%)	0 (0.0%)
基本方向 3 39 (100%)		16 (41.0%)	17 (43.6%)	6 (15.4%)	0 (0.0%)
計 121 (100%)		47 (38.8%)	49 (40.5%)	25 (20.7%)	0 (0.0%)
				計 25 (20.7%)	

(2) 事務事業評価

施策を構成する事務事業について、施策目標に対する有効性や妥当性の観点から評価を行い、令和8年度に向けた方向性を整理

事務事業 2,246	特段の改善を 要しない 事務事業	改善を要する 事務事業	令和8年度に向けた方向性		
			改善 (指標分析)	改善 (取組分析)	再構築に向け 縮小等
	1,919	327	126	213	2

2 二次政策評価の結果

(1) 施策・事務事業評価

一次政策評価を行ったもののうち、目標の実現に向けて更なる推進等が必要な施策とそれに関連する事務事業について、今後の取組の方向性などの意見を付記

	意見なし	意見あり	施策目標の達成状況に 関する意見	施策の緊急性・優先性に 関する意見
施策 121	83	38	34	5
事務事業 2,246	2,144	102	101	5

(2) その他の事務事業評価

事務事業のコスト等の視点により、課題が認められた事務事業について、必要な対応等に関する意見を付記

事務事業 2,246	意見なし	意見あり	事業内容や執行体制の 見直し等に関するもの	関与団体の自立化 推進に関するもの	国への要望等に 関するもの
			2,184	62	12

※ 上記1、2の各評価の内訳は複数の意見が付されるなど重複する場合があります、合計と一致しないことがある